

市立富良野図書館図書資料選定基準

(目的)

1. この選定基準は、市立富良野図書館における図書資料の収集についての基本的基準を示すものである。なお、児童書に関する資料は、その特殊性によりさらに評価基準を設けるものとする。

(基本的姿勢)

2. 図書資料収集の基本的姿勢は次のとおりとする。
 - (1) 資料の収集選択にあたっては、図書館法第3条第1項に定める資料を収集整理し、利用に供するものとする。但し、CD・DVDを除くものとする。
 - (2) 「図書館の自由に関する宣言」(日本図書館協会採択 1979年改訂)の精神を尊重する。
 - (3) 選定においては、資料の価値及び利用者の潜在的な要求を考慮する。
 - (4) 「公共図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成13年 文部科学省)に基づき、図書館機能の役割を認識し、効率のよい選定を行う。
 - (5) 資料収集においては、各分野にわたり基本的な図書を中心に広く収集する。

(選定の具体的事項)

3. 図書資料の選定にあたっては、次のことに留意する。
 - (1) 図書の形態によって注意すべきものは、次のとおりとする。
 - ア. 切り抜き、組み立てを目的に編集されたもの
 - イ. 書き込みを目的として編集されたもの
 - ウ. 著しく耐久性に欠けるもの
 - (2) 対立関係にある問題については、双方の主張を入れるように努める。
 - (3) 特定の人物・団体を誹謗・中傷したものは選定しない。
 - (4) 人権・同和問題については、特定の地名・人物等を指摘するものや差別を助長するものは選定しない。
 - (5) 性的内容を扱ったものは、内容・表現を検討し選定する。
 - (6) 受験参考書・問題集・教師用テキストは選定しない。
 - (7) 練習曲及び一枚物の楽譜は選定しない。
 - (8) 洋書については、将来的に利用頻度が高いと予想されるものを選定する。
 - (9) 非科学的な内容(フィクションを除く)のものは、日本図書館協会で選定されたものを参考に検討する。
 - (10) 宗教に関しては、古典的なものから選定し、バランスを考慮し、特定宗教に偏らないようにする。
 - (11) 特殊かつ高度な専門書、または高価な資料は選定しない。ただし、資料的価値が高く将来利用が見込まれるものについては配慮する。
 - (12) 選定後不当な記載が発見された場合は、改めて必要な措置を検討する。
 - (13) 資料の選定方法は、次のとおりとする。
 - ア. 出版情報誌及び新刊図書情報誌による選書
 - イ. 書評新聞及び一般新聞・雑誌の書評
 - ウ. リクエスト(利用者からの購入希望)図書
 - エ. その他参考となる資料
 - (14) 選定の手続きについては図書館職員の合議を基本とし、児童書など特殊性のあるものについては必要に応じ関係機関職員及び市民有識者などの参加による検討の場を設け、外部の意見を聴取・選定し館長が決裁する。

(郷土資料)

4. 図書館では、次の資料を郷土資料として収集するものとする。
 - (1) 富良野市及び富良野圏域について書かれたもの
 - ア. 富良野市及び富良野圏域に関する歴史
 - イ. 地誌(地名・絵画・地図・史蹟名勝・紀行・写真集)
 - ウ. 神社・仏閣等に関するもの
 - エ. 行政・経済・文化に関するもの

オ. 先住民族・民話・方言・慣習・年中行事に関するもの

カ. 富良野市及び富良野圏域を取り扱った文芸作品

キ. 郷土芸能に関するもの

(2) 富良野市及び富良野圏域出身者・在住者・在職者の著作物

ア. 内容を重点として特に富良野市および富良野圏域に関する資料

イ. 出身者、在職者であっても、富良野市及び富良野圏域に関する著作物でなければ郷土資料としない。
但し、特に必要と認められる場合は、この限りではない。

(3) 富良野市及び富良野圏域で発行されたもの

ア. 新聞

a. 新聞の地方版

b. 富良野市関連記事

イ. 雑誌

ウ. 官公庁及び団体の刊行物

富良野市に関する資料、特に行政資料は網羅するよう努める。

(4) 準郷土資料

ア. 北海道に関するもの

イ. 特に北海道に深い影響を与えた者の言語録

ウ. 行政、経済、教育、文化等で、特に北海道に密接な関係のあるもの

(寄贈図書)

5. 寄贈図書の受入れについては、前項の選定基準を適用する。寄贈の受入れに際しては、寄贈者に図書館の事情を理解していただき、その取捨選択、陳列の有無については、一切の判断を図書館が行う旨の了承を得る。

(付則)

この基準は、平成19年12月1日から施行する。